（２）地域経済牽引事業用工場等の周辺の地域の生活環境の保持についての適正な配慮に関する事項
（工場立地法の特例の適用を受ける地域経済牽引事業用工場等を用いて行う事業の実施期間）

（緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合）
緑地　　％以上
環境施設　　％以上

（周辺の地域の生活環境の状況）

（周辺の地域における生活環境の保持についての適正な配慮に関する措置内容）

４　地域経済牽引事業用情報処理施設に水を供給する工業用水道事業者が法第１８条の４に定められた工業用水道事業法の特例の適用を受ける場合の事項
（１）地域経済牽引事業用情報処理施設の所在地

（２）地域経済牽引事業用情報処理施設に対する工業用水道事業者による水の供給の見込みに関する事項
（工業用水道事業法の特例の適用を受ける工業用水道事業者による水の供給を受けて行う事業の実施期間）

（水の供給を受ける工業用水道事業者の名称及び所在地）

（水の供給を受ける工業用水道事業の名称）

（地域経済牽引事業用情報処理施設における水の主たる用途）

（地域経済牽引事業用情報処理施設における水の１日当たりの最大見込み使用量）

５　特定事業者が法第１９条第３項、第２８条又は第２９条に定められた事業承継等に関する特例を受ける場合の事項
（１）承継等特定事業者及び被承継等特定事業者の名称
（承継等特定事業者の名称）

（被承継等特定事業者の名称）

（２）事業承継等の内容及び実施時期
（事業承継等の内容）

（実施時期）

（３）法第１９条第３項に定められた中小企業信用保険法の特例を受ける場合は、直前の事業年度における以下の事項
①　純資産の額が零を超えること
純資産合計額＝　　円　＞　０

②　EBITDA 有利子負債倍率が 10 倍以内であること
EBITDA 有利子負債倍率＝　　倍　≦　10

〔計算式〕（借入金・社債－現預金）÷（営業利益＋減価償却費）

借入金・社債（　　）円　―　現預金（　　）円
営業利益（　　）円　＋　減価償却費（　　）円

６　一般社団法人が法第２３条第１項又は第２項に定められた商標法の特例を受ける場合の事項
（１）一般社団法人の名称及び所在地

（２）一般社団法人の構成員たる資格に関する定款の定め

（３）法第２３条第１項又は第２項の規定の適用を受けようとする商標に係る商品又は役務